

報道機関各位

発信日	令和3年1月20日	担当者名	樋本 太郎
担当課	商工振興課	電話番号	0942-85-3605

飲食店テイクアウト補助金をもう一度支給

鳥栖市営業時間短縮協力飲食店テイクアウト応援事業補助金

事業内容	<p>佐賀県が県内飲食店へ営業時間の短縮を要請したことに伴い、その要請に協力した市内飲食店が行うテイクアウト・デリバリーへの取組を再度鳥栖市が支援します。</p> <p>補助対象者 市内で飲食業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症対策により、テイクアウト及びデリバリーを行い、県の営業時間短縮要請に全期間協力した方。 ※既に飲食店テイクアウト応援事業補助金または、事業者3密対策支援事業補助金を受給された方でも、要件を満たした場合は再度今回の補助金を受給できます。</p> <p>補助金額 最大8万円（補助率4/5）</p> <p>補助対象期間 令和3年1月21日から令和3年2月28日までに契約・発注から納品・支払いまで完了した経費</p> <p>申請期間 令和3年2月8日から令和3年3月31日まで ※当日消印有効</p>
------	--

添付資料	鳥栖市営業時間短縮協力飲食店テイクアウト応援事業補助金チラシ
------	--------------------------------

関連サイト	
-------	--